平成２６年（フ）第１１５号
長崎県長崎市古川町６番37―401号、旧住所長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
債務者　井上　澄子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目20番10号
債務者　齋藤　政子（旧姓粒来）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１８号
秋田市土崎港東１丁目２番27号
債務者　織田　真人
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４号
秋田市南通築地２番６号　秋田わかばハイム302号
債務者　門脇　由香
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
茨城県神栖市知手中央９丁目９番28号寺島荘10号
債務者　宮川　　禎
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２１号
茨城県潮来市宮前２丁目37番地15
債務者　青木美恵子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２４９号
千葉市若葉区西都賀３丁目26番９号　ＣＩＴＹ９―102号
債務者　菊池美智子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５２号
千葉県市川市行徳駅前４丁目24番６号　ミミハウス行徳205号
債務者　澤谷　一樹
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７４号
千葉県八千代市高津413番地１　セピア高津202号
債務者　杉原　伸王
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
新潟市西区松海が丘４丁目８番13号、前住所新潟県燕市南６丁目８番29号
債務者　西方　克則（旧姓石倉）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
山梨県韮崎市旭町上條南割300番地１　県営住宅旭団地２棟202号
債務者　櫻井　達男
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
山梨県甲府市右左口町3830番地
債務者　五味さゆり
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
長野県上伊那郡飯島町飯島2172番地３
債務者　林　　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第７７号
静岡県富士市宮島1391番地の38、前住所静岡県富士市今泉3540番地の９
債務者　田澤　理恵（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２４号
滋賀県長浜市唐国町409番地
債務者　山之内春江
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番27号　グリーンハイツ202号
債務者　中山ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1052番地２、従前の住所岡山市北区神田町１丁目４番11号101
債務者　前田　弘明
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部